

1.3 各種申請・届出時に必要な書類について

●:添付が必ず必要なもの ▲:場合により添付が必要なもの

申請・届出の種類 提出書類	新規申請	変更申請	変更届		更新申請	除却届	備考
			表示者等	広告物等の管理者			
申請書・届出書	●	●	●	●	●	●	(例) 建植、壁面、道標・案内図等
手数料	●	●			●		
委任状	▲	▲			▲		委任されている場合のみ添付
付近見取図	●				●		・設置場所は赤色で表示すること ・写真撮影箇所、方向を表示すること
写真	●	●			●	●	不特定多数の人が見る方向からのもので、 新規：設置する場所の状況 変更：現在掲出されている状況 更新：現在掲出されている状況 除却：除却された状況
図面・仕様書等 (配置図等)	●	●			●		(例) 配置図、広告物の設計図面、広告物の面積集計表、壁面利用広告物の建物壁面面積に対する表示面積の割合が確認できる図面等
確認済証の写し等	▲				▲		堅ろうなものであることを証明する場合のみ添付
土地・建築物等使用承諾書	▲				▲		他人が所有する土地・建築物等を利用する場合 (上空に突出する場合も含む)のみ添付 ※道路敷地にかかる場合、別途、道路管理者の許可が必要)
管理者設置届	●	●					広告物等の上端までの高さが地上から4mを超える場合は、資格を有する管理者の必要があるため、資格証の添付が必要
資格証の写し	▲	▲					
返信用の封筒1部 (切手共)	▲	▲			▲		・郵送にて許可書を受け取りたい場合のみ添付 ・郵送が相応しくないものについては、郵送不可(例：許可済証印を押すような広告物等)
広告物等安全点検報告書					●		
・点検後の写真					●		点検後又は必要な補修等を行った後の全景写真 (上記内容が確認できる写真であれば、状況の写真と併用でもよい)
・点検資格証の写し					▲		広告物等の上端までの高さが地上から4mを超える場合は、資格を有する点検者の必要のため、資格証の添付が必要
提出部数	2部	2部	1部※	1部※	2部	1部※	※副本還付が必要な場合には、副本をあわせて提出すること。その際、副本を郵送で受け取りたい場合は返信用の封筒(切手共)も添付すること

1.4 変更許可申請が不要な場合(軽微な変更)

- (1) 広告物等の管理のために通常必要と認められる補強又は修繕で、当該広告物等の主たる構造及び許可時に付された条件の変更を伴わないもの
- (2) 広告物の塗装替えで表示の内容、面積、色彩又は意匠の変更を伴わないもの
- (3) 興行場に設置した広告物を掲出する物件に掲出される、当該興行場の興行の内容を表示する広告物の短期的かつ定期的な変更で、当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの
- (4) 自己の管理する事業場に設置した懸垂幕を掲出する物件に掲出される、自己の営業の内容を表示する懸垂幕の短期的かつ定期的な変更で、当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの
- (5) 掲示板に掲出される貼紙の短期的かつ定期的な変更で、当該掲示板の位置及び形状の変更を伴わないもの